

掛川市告示第6号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成31年2月13日

掛川市長 松井 三郎

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

袋井市下山梨二丁目3番地の1 フレグランスSATOU101号

株式会社 山本管工

代表取締役 山本 翔太

2 届出の理由

商号を変更し、及び営業所を移転したため

3 届出の内容

(1) 商号の変更

変更後 株式会社 山本管工

変更前 山本管工

(2) 営業所の移転

移転後 袋井市下山梨二丁目3番地の1 フレグランスSATOU101号

移転前 掛川市幡鎌295番地の4

4 商号を変更し、及び営業所を移転した年月日

平成30年6月8日